

## 6月企画運営委員会次第

日 時 平成 24 年 6 月 13 日(水)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 今後の神奈川県保育会の活動組織について
  - (2) 子ども・子育て新システムについて  
(平成 24 年度全国保育協議会第 1 回協議員総会の概要)
  - (3) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
  - (4) 新任保育士研修会の開催について
  - (5) 保育園利用者相談室研修会の開催について
  - (6) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

閉 会

※7月企画運営委員会 (予定)

平成 24 年 7 月 25 日(水)10:30～ 県社会福祉会館 2階第1会議室

# 一般社団法人神奈川県保育会活動組織

## I 神奈川県保育会

- 民間保育部会（民間園長会）
- 公立保育部会（公立園長会）
- 青年部会
- 保育士部会

## II 企画運営委員会（地区代表委員会）

- 全体会
- 各種委員会
  - ・総務委員会
  - ・予算対策委員会
  - ・研修委員会
  - ・広報委員会
  - ・調査研究委員会

## III 専門分野別委員会

- ・表彰選考委員会
- ・食育推進委員会
- ・公立運営委員会
- ・相談対応委員会（保育園利用者相談室）

### ※企画運営委員会開催日の会議スケジュール標準例

- 11:00～ 正副理事長・理事会議(案件によって理事会開催)
- 13:00～ 民間保育部会  
公立保育部会(午前中から開催)
- 15:00～ 企画運営委員会
- 終了後 適宜IIの各種委員会

## 神奈川県保育会会議開催結果報告書

1 委員会等名称

2 開催日時

平成 年 月 日( ) : ~ :

3 出席者名

4 会議結果の概要

平成 24 年 6 月 13 日

各企画運営委員会委員 様

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

青年部会部長 都築 顕道

本会青年部会の設置に伴う若手職員等の推薦について(依頼)

初夏の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。  
日頃から、本会の事業運営等にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、これまで、民間保育所経営問題専門委員会において、民間保育所における制度や人材育成等の課題について調査・研究を行うとともに、将来の幹部職員等の交流の場として活動してまいりました。

このたび、従来の活動趣旨を踏まえながら、本会の将来を担う若手役職員の人材育成・人材登用を一層強化していくため、民間保育所経営問題専門委員会を改組して、青年部会を設置することといたしました。

そこで、何かとお忙しいところ恐縮ですが、次の内容に基づき、将来を嘱望されると思われる若手役職員を、地元園長会等ともご相談の上、別紙様式により、積極的にご推薦いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 1 設置目的

- ・ 保育制度や人材育成の調査・研究及び意見表明、要望活動等の実施
- ・ 若手役職員の高質向上のための研修・研究の実施
- ・ 部員相互の交流 等

#### 2 部員資格

- ・ 原則として満 50 歳未満の役職員(施設長だけでなく保育士、事務職員等幅広く考えています。)

#### 3 推薦人数

- ・ 特に上限は設定しませんが、市・郡単位で最低 1 人は推薦してください。

#### 4 推薦締切

- ・ 平成 24 年 7 月 31 日(火)

5 青年部会の設置時期

- ・ 推薦締切後、理事会で、青年部会員を決定次第設置する。
- ・ 結果については、企画運営委員会に報告する。

6 青年部会の幹部委員

- ・ 青年部会部長            都築 顕道（県保育会理事、山王保育園・小田原市）
- 青年部会副部長        富田 知敬（県保育会理事、オレンジエ・鎌倉市）

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel        045-311-8754

Fax        045-311-1837

e-mail [kenho@hoiku-kanagawa.jp](mailto:kenho@hoiku-kanagawa.jp)

(Fax 番号) 045-311-1837

青年部会・若手役職員推薦書

一般社団法人神奈川県保育会理事長 殿

園長会名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次の職員を推薦いたします。

推薦 順位	氏 名	保育所名	職 名	生年月日	備 考

※ 大変恐縮ですが、7月31日(火)までにご回答いただきますようお願いいたします。

5

平成24年度「県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会」開催要領

- 1 趣 旨 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成24年7月25日(水) 13:30～19:30  
(13:00～ 受付)
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン  
横浜市西区北幸1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)  
横浜駅西口より徒歩5分  
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南12番出口左側)
- 5 出席者 県・市町村児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
  - (1) 連絡協議会 13:30～17:15 (4階 「フェアウインドⅠ」)
    - 議題 「子ども・子育て新システムについて」
      - ・基調講演 「子ども・子育て新システムと全国保育協議会の対応について」  
講師 全国社会福祉協議会 全国保育協議会会長 小川 益丸 氏
      - ・質疑応答、意見交換
    - その他
  - (2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30 (4階 「フェアウインドⅢ」)
- 7 その他
  - 参加費用等を次のとおりとさせていただきます。

・連絡協議会	会場・資料代	1,000円
・情報交換・懇親会	参加費	4,000円

平成 24 年 6 月 13 日

一般社団法人神奈川県保育会  
企画運営委員会委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

7 月企画運営委員会の開催について(通知)

初夏の候、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、標記委員会を、次により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願いいたします。

なお、当日午後の連絡協議会では、「子ども・子育て新システム」を議題といたしますので、地元園長会とも協議の上、別紙様式によるアンケート調査の回答とともに、別紙出欠連絡票に該当事項を記載の上、7 月 6 日(金)までに事務局宛てにご連絡くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 24 年 7 月 25 日(水) 10:30 ～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室
- 3 議 題(予定)
  - (1) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
  - (2) その他
- 4 報告事項
  - ・全保協情報
  - ・部会及び地域からの報告
  - ・その他
- 5 その他(当日のスケジュール)
  - 10:30 7 月企画運営委員会(社会福祉会館 第 1 会議室)
  - 13:30 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会(ホテルキャメロットジャパン フェアウインド I)
  - 17:30 情報交換・懇親会(ホテルキャメロットジャパン フェアウインド III)

次回委員会(予定)

- 9 月企画運営委員会(8 月は開催いたしません。)

23 年 9 月 12 日(水) 15:00～ 神奈川県社会福祉会館



## F a x 送信用

神奈川県保育会事務局行き

(F a x 045-311-1837)

企画運営委員会委員 氏名

「子ども・子育て新システム」に関するアンケート調査

「子ども・子育て新システム」移行に伴う疑問や不安、提案等を、次の欄にご自由にご記載ください。

--

## F a x 送信用

神奈川県保育会事務局行き  
(F a x 045-311-1837)

### 7月企画運営委員会等の出欠について

企画運営委員会委員 氏名

---

- |   |              |    |    |
|---|--------------|----|----|
| 1 | 7月企画運営委員会    | 出席 | 欠席 |
| 2 | 県・市町村との連絡協議会 |    |    |
|   | ① 連絡協議会      | 出席 | 欠席 |
|   | ② 情報交換・懇親会   | 出席 | 欠席 |

※7月6日（金）までに、事務局あてにご返送下さい。

平成24年度連絡協議会県・市町村出欠名簿

建制順

6/12 現在

敬称略

No.	県市町	所 属	氏 名	懇親会	備 考
1	神奈川県	次世代育成課長			
2	神奈川県	次世代育成副課長			
3	神奈川県	次世代育成グループリーダー			
1	横須賀市	こども育成部保育課長	高木 厚	○	
2	平塚市	健康・こども部こども家庭課長	大野 勉	欠	
3	鎌倉市	こどもみらい部保育課長	進藤 勝	○	
4	藤沢市	こども青少年部参事兼保育課長			
5	小田原市	子ども青少年部保育課長	北村 洋子	○	
6	茅ヶ崎市	保健福祉部保育課長			
7	逗子市	福祉部保育課長	杉山 正彦	欠	
8	三浦市	保健福祉部子育て支援課長	欠		
9	秦野市	こども健康部参事兼保育課長	中谷 康	欠	
10	厚木市	こども未来部保育課長			
11	大和市	こども部保育家庭課長	関 信夫	欠	
12	伊勢原市	子ども部保育課長	苅籠 央樹	○	
13	海老名市	保健福祉部子育て支援課			
14	座間市	保健福祉部子育て支援課長			
15	南足柄市	福祉健康部こども課長			
16	綾瀬市	健康こども部子育て支援課参事兼課長			
17	葉山町	保健福祉部子ども育成課			
18	寒川町	健康福祉部子育て支援課長	欠		
19	大磯町	子ども育成課	欠		
20	二宮町	健康福祉部福祉課			
21	中井町	子育て健康課	欠		
22	大井町	福祉部子育て健康課	欠		
23	松田町	健康福祉課長	小林 賢吾	○	
24	山北町	町民福祉部健康福祉課	欠		
25	開成町	保健福祉部福祉課長			
26	箱根町	福祉部子育て支援課長	欠		
27	真鶴町	福祉課			
28	湯河原町	福祉健康部福祉課長	欠		
29	愛川町	民生部子育て支援課	欠		
30	清川村	保健福祉課			

9名

5名

未 12

平成24年5月29日

各市町村児童福祉主管課長 殿

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

新緑の候、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も別添開催要領のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、出欠等につきましては、別添FAX用紙にて、7月6日(金)までにご回答いただきますようお願いいたします。

1 日 時 平成24年7月25日(水) 13:30～19:30

2 場 所 ホテルキャメロットジャパン

横浜市西区北幸1-11-3 横浜駅西口より徒歩約5分

Tel 045-312-2111 (代)

3 連絡協議会

- (1) 主催者挨拶
- (2) 出席者自己紹介
- (3) 議 題

「子ども・子育て新システムについて」

・基調講演 「子ども・子育て新システムと全国保育協議会の対応について」

講師 全国社会福祉協議会 全国保育協議会会長 小川 益丸 氏

・質疑応答、意見交換

- (4) その他

4 情報交換・懇親会

5 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

- |              |        |         |
|--------------|--------|---------|
| (1) 連絡協議会    | 会場・資料代 | 1,000 円 |
| (2) 情報交換・懇親会 | 参加費    | 4,000 円 |

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

## FAX 送信用

県保育会事務局行  
(FAX 045-311-1837)

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について

市町村名( ) 電話( )

① 出欠について

連絡協議会	出席	欠席
情報交換・懇親会	出席	欠席

(いずれかに○をお願いします)

<出席の場合>

主管課長出席

職名

氏名

代理出席

職名

氏名

② 子ども・子育て新システムに関するアンケート

子ども・子育て新システム移行に伴う疑問や不安、提案等があれば、下の欄にご自由にご記載ください。

## 平成 24 年度新任保育士研修会開催要領

- 1 趣 旨 新任の保育士が、子ども達や保護者に信頼され、職場の良好な環境を自ら作りながら、安心して保育活動に取り組めるよう、職員として身につけるべき基礎的なことから学ぶ機会を設けました。また、子ども達にとってより良い、これからの保育園と家庭との連携や保育士に求められるものなどについて、幅広く考えます。
- 2 主 催 一般社団法人 神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 24 年 7 月 26 日(木)午前 10 時から午後 3 時 30 分  
受付け 9 時 30 分から
- 4 会 場 神奈川県社会福祉会館 2 階 講堂  
横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel 045-311-8754
- 5 対 象 保育園の新任保育士及び経験 3 年程度までの保育士
- 6 定 員 120 人
- 7 参加費 会員 3,000 円 (昼食付)  
政令市 5,000 円 (昼食付)  
(1) 当日会場への持参可。  
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座を利用してください。  
<銀行振込>横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
  
一般社団法人神奈川県保育会 理事長 <sup>はぎわら</sup>萩原 <sup>けいぞう</sup>敬三  
  
<郵便振替>00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会
- 8 昼 食 会場に用意します。
- 9 日 程

時 間	研 修 内 容
9:30	受付け開始
10:00	開会、主催者あいさつ、オリエンテーション
10:15	講演 (仮題) 「新任保育士に求められるもの・保育園での大切な心得 ～保護者支援の考え方・効果的な対応方法」  講師 元田園調布学園大学副学長 小林 育子 先生
12:00	昼食・休憩
13:00	グループ討議・発表
14:30	休憩
14:50	講師からの総括・総評
15:30	閉会

## 平成24年度第1回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成24年7月23日(月)  
13時30分から16時45分まで

3 会場 神奈川県社会福祉会館 2階ホール  
横浜市神奈川区沢渡4-2  
Tel 045-311-8754

### 4 研修内容及び講師

(1) 研修テーマ 「保護者の要望にどう向き合うか  
～カウンセリングの基本～」

(2) 講師 岩倉 拓(イワクラ タク)氏  
(臨床心理士、日本精神分析学会認定心理療法士、  
聖マリアンナ医科大学・横浜国立大学非常勤講師)

・著書 「スタートライン臨床心理学」「子どもの心理臨床  
～関係性を育む」など

### (3) タイムスケジュール

13:00	受付
13:30	開会、講師による講義
15:00	休憩
15:10	グループ討議
15:50	グループ発表
16:20	総評とまとめ
16:45	閉会

### 5 対象及び参加費、定員

#### (1) 対象

○ 相談室会員保育所の園長等管理者及び準ずる方……参加費は無料



- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び準ずる方、政令市保育協議会会員の保育所……参加費は有料(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)でお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 (ハギワラ ケイゾウ)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定員 130名程度

6 申込方法 平成24年7月13日(金)まで、別紙申込書でお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax045-311-1837

### 相談室研修会参加申込書(24.7.23)

保育園名 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

資料 2

## 第53回関東ブロック保育研究大会参加申込状況

平成24年5月29日現在

都・県・市	申込者数
群馬県	86
山梨県	80
静岡県	39
神奈川県	53
茨城県	44
千葉県	41
川崎市	77
長野県	70
東京都	34
横浜市	43
埼玉県	39
新潟県	32
相模原市	28
千葉市	35
栃木県	222
合計	923

分科会	テーマ	第1希望	第2
第1分科会	保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する	111	
第2分科会	配慮を必要とする子どもの保育の充実	194	
第3分科会	保育の資質向上	150	
第4分科会	地域の保護者支援の充実	63	
第5分科会	家庭との連携による食育の推進	86	
第6分科会	子育て・子育て支援のネットワークと保育所の役割	60	
第7分科会	コミュニティの再生・子育て文化の創造にむけて	66	
第8分科会	公立保育所の使命と地域社会での役割	45	
特別分科会	保育施設における事故防止	79	
	分科会希望無	69	
合計		923	

H24.7.5(木)~7.6(金)  
栃木県日光市(鬼怒川温泉)

目標(300名(あと100名位))  
1週間前まで受付終了。

## 平成 24 年度「全国保育研究大会」における対応について

- 1 開催期日 平成 24 年 11 月 14 日（水）～16 日（金）
- 2 会 場 沖縄コンベンションセンター
- 3 式典等参加（想定）
  - ① 全国保育協議会会長表彰（5 名）
  - ② 全国保育協議会特別感謝…協議員として 2 期 4 年以上で退任した者
  - ③ 研究発表…関プロ大会で選出された場合
- 4 本県参加割当人数 名
- 5 大会参加者への対応
  - ① 参加者の利便性、経費節減の観点から、本県参加者のうち希望者は、同一工程、同一宿泊場所を確保し、初日の夜に、祝賀会を開催する。
  - ② 本県だけでなく、横浜市、川崎市にも呼び掛け、本県の観光会社に一括発注する。
  - ③ 全国大会への参加・宿泊等の申込みは、名鉄観光沖縄支店が担当することになっており、同観光横浜支店に、この企画を持ち込み、実施に向けた協議を行いたい。（名鉄観光横浜支店は、本年 2 月に、関プロの「保育士の専門性を高める研修会」開催の際の業者であり、実績も十分あり、信頼性も高い。）

# 第54回関ブロ大会 分科会意見発表者・議長割当(案)

平成25年度大会(群馬県大会)

[意見発表者割当] ◎で表示

[議長割当] ○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
山梨県		◎			○	◎				2	1
静岡県	○		◎	◎						2	1
神奈川県		○			○			◎		2	1
茨城県				○		◎	◎			2	1
千葉県				◎		○		◎		2	1
川崎市	◎					◎	○			2	1
長野県		◎			◎			○		2	1
東京都			◎		○		◎			2	1
横浜市	◎			◎		○				2	1
埼玉県			○				◎	◎		2	1
新潟県	○		◎		◎					2	1
相模原市	◎			◎			○			2	1
千葉市			◎	○				◎		2	1
栃木県		◎			◎		○			2	1
群馬県	◎	○					◎	○	◎○	3	3
◎合計	4	3	4	4	4	3	4	4	1	31	
○合計	2	2	2	2	2	2	2	2	1		17

開催都県市

平成25年度 全国大会意見発表分担

平成25年度～27年度 全国保育研究大会 分科会テーマ一覧

1	新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～	
2	配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて	27年度静岡大会割当
3	保育者の資質向上をはかる	26年度山梨大会割当
4	地域の子育て家庭への支援の充実にむけて	26年度山梨大会割当
5	家庭や地域との連携による食育の推進	25年度群馬大会割当
6	子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク	27年度静岡大会割当
7	保育の社会化にむけて ～保育の営みをいかに発信するか～	
8	公立保育所の使命と地域社会での役割	25年度群馬大会割当

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —目 次—

- ・平成 23 年度事業報告・収支決算を承認～平成 24 年度第 1 回協議員総会を開催～… 1
- ・保育所運営費国庫負担金交付要綱等が改正される …… 3
- ・保育士試験の受験要件に認可外保育所での実務経験が対象に… 4
- ・社会保障審議会（第 24 回）が開催される～消費税改正法や子ども・子育て新システム関連法案等提出後の対応の方向性、社会保障改革の進捗状況等について報告～… 6
- ・平成 24 年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集～募集期間は 6 月 20 日まで～… 9

## ◆平成 23 年度事業報告・収支決算を承認◆

### ～平成 24 年度第 1 回協議員総会を開催～

全保協は、平成 24 年 5 月 16 日に平成 24 年度第 1 回協議員総会を開催しました。総会冒頭、小川会長より「平成 23 年度は子ども・子育て新システムをはじめとする保育制度改革について、協議員総会を 4 回と例年に増して開催をし協議員のみなさまのご意見を伺い、組織としての方向性を定めてきた。本日の議案について十分にご審議いただくとともに、平成 24 年度の事業の推進についてご協力をお願いしたい。また、5 月 6 日に発生した竜巻により被害を受けた保育所やその利用者へのお見舞いを申しあげる。」といった旨の挨拶がありました。続いて、川井全社協常務理事のあいさつの後、厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課北山幼保連携推進室長より「子ども・子育て新システム関連法案」に関する行政説明が行われました。その後、平成23年度事業報告ならびに収支決算について審議し、原案通りに承認されました。

また、平成25年度の保育施策と予算に関する要望書について、4月27日に開催した常任協議員会において確認した内容について総会に報告しました。同日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課に提出しました。内容は、新システムの法案審議や今後の政省令の検討にあたって反映されるべき事項、現行の保育制度運営上改善が必要な事項、さらに東日本大震災の復興対応に関する事項について下記のとおり要望しています。

平成24年5月16日

## 平成25年度 保育施策と予算に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

全国保育士会

### 1. 国は、すべての子どもの最善の利益を保障するため、質と量の確保された制度の構築を図っていただきたい。

子ども・子育て新システムについては、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」の実現を基本とし、下記の視点により制度的対応を図っていただきたい。

#### (1) 児童福祉としての役割を維持するべき

- ① 保育において実施している養護と教育の明確な位置づけ
- ② 「一時預かり」の名称を「一時保育」として養護と教育が行われる環境であることを明確化すること 等

#### (2) 制度の施行は、財源確保と一体的にすすめるべき

#### (3) 子ども・子育て新システムは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改善をはじめとして、保育の質の確保・向上につながるものでなければならない

- ① 国家試験導入等も含めた保育士資格の位置づけ向上
- ② 保育士の専門性強化の研修等確立
- ③ 人材確保と保育士が働き続けることを可能とする処遇改善
- ④ 研修への参加を可能とする職員体制の確保
- ⑤ 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みの導入
- ⑥ 短時間・非常勤保育士の配置への一定の制限
- ⑦ 潜在保育士等の再就職支援
- ⑧ 事務体制の構築

等

(4) 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達連続性を確保した制度とすべき

(5) 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

(6) 利用の障壁となる内容は認めるべきではない

(7) 市町村の関与を法で明確に定めるべき

- ① 保育を必要とするすべての子どもが、「いつでも・どこでも」利用できるような仕組みとするために、市町村の実施責務を明確にすること

**2. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改善し、保育の質の向上を図っていただきたい。**

児童の権利に関する条約による子どもの権利を保障するため、子どもの活動にふさわしく、より安心・安全で良質な保育等の環境確保ならびに、保育の質の向上につながる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準となるよう、改善を図っていただきたい。

**3. 「子ども・子育てビジョン」における保育所等整備を確実に実行するための施設整備費ならびに、特に支援が必要な子どもが健やかに育つ環境(障害のある子どもの受入れ体制等)の整備促進の確保を図っていただきたい。**

**4. 地方の財政状況に左右されない、国としての安定した保育所運営費の確保を図っていただきたい。**

**5. 東日本大震災からの復興に関し、保育所が『被災者の生活再建に必要不可欠』な存在であることを基とした対応を図っていただきたい。**

(1) 被災地における保育の着実な実施ならびに保育所再建への並行的な支援

- ① 地方公共団体における財政力や保育施策への理解の格差による再建の進度や程度に差異が生じないように、国のリーダーシップ発揮  
② 被災施設の再整備に係る最大限の補助  
③ 被災施設の再整備に係る債務免除・返済の猶予  
④ 移転用地の確保・移転地の用途規制の緩和

(2) 被災した子ども、保護者、保育所従事者の心のケアに関する継続的な働きかけ

(3) 福島第一原発事故による放射能汚染の対応に係る支援策の充実(除染等)

(4) 関係者の雇用確保や継続に関する支援

(5) 被災地の事業者や自治体に対する迅速でわかりやすい情報提供

## ◆ 保育所運営費国庫負担金交付要綱等が改正される ◆

厚生労働省は平成24年4月5日に「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等の一部改正を行い、都道府県知事等に通知しました。

今回の改正点および運営上留意すべき事項については次のとおりです。



① 基本分保育単価関係では、厚生年金保険料率等の改定に伴う社会保険料事業主負担金の引き上げ、職員健康管理費の引き上げ（5,494円 → 6,998円）。

②加算単価関係では、降灰除去費の引き上げ（1施設年額 139,540円 → 139,860円）。

③民間施設給与等改善費の勤続年数の算定に、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び保健師又は看護師の病院等での勤務経験が算定できることとなった。

また、平成24年度保育所職員の本俸基準額および特殊業務手当基準額は次のとおりです。

職種	格付け	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調整数	基本額
所長	(福) 2-33	253,400円	—	—
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	1	9,200円
保育士	(福) 1-29	195,228円	1	7,800円
調理員等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

(注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。

2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

なお、「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」（平成24年4月5日雇児発0405第15号）や「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（平成24年4月5日厚生労働省発児0405第5号）については下記のURLからご参照いただけます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

## ◆保育士試験の受験要件に認可外保育所での 実務経験が対象に◆

厚生労働省は、平成24年3月30日に「保育士試験の実施について（雇用均等・児童家庭局長通知）」の一部改正通知を各都道府県等あてに発出し、平成24年4月1日から

保育士試験の受験資格に「認可外保育施設」や「子育て支援交付金の交付対象事業等」のグループ型小規模保育事業等での勤務経験を加えることとしました。保育士資格の取得には、大学などの保育士養成課程を卒業するか、保育士試験に合格する必要があります。このうち、保育士試験の受験資格の認定基準に基準をみたま認可保育所等での2年以上（中学卒業者の場合は5年以上）の実務経験が必要となります。待機児童の解消に向けて保育所の新設や受け入れ児童数の増加を行ためには保育士の確保が必要となりますが、都市部を中心に深刻となっている保育士不足を解消するために、受験要件を緩和し、認可外保育施設での勤務経験等も対象としたものです。

改正通知は、下記のURLからご参照いただけます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120411N0010.pdf>

#### (別紙2) 保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号の一に該当する者について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の9第4号の認定を行うものとする。

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上児童等の保護又は援護に従事した者

(1)「子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日雇児発0930第1号)に規定するべき地保育所又はグループ型小規模保育事業

(2) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設

イ 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)

(3)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号)に規定する家庭的保育事業

(4)「放課後子どもプラン推進事業の実施について」(平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号)に規定する放課後児童健全育成事業

(5) 法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

ア 法第59条の2の規定により届出をした施設

イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

2 1に掲げる施設等において5年以上児童等の保護又は援護に従事した者

3 前各号及び昭和63年5月28日厚生省告示第163号に定める者に準ずる者であって、都道府県知事が適当と認めた者

## ◆社会保障審議会(第24回)が開催される◆

～消費税改正法や子ども・子育て新システム関連法案等提出後の対応の  
方向性、社会保障改革の進捗状況等について報告～

厚生労働省は、去る4月25日に第24回社会保障審議会を開催し、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」や、消費税改正法や関連法案提出後の対応の方向性等について報告が行われました。

会議冒頭、小宮山厚生労働大臣からは、「本審議会は2月17日の「社会保障・税一体改革大綱」閣議決定後初めて開催させていただくものである。その間、関係審議会等で審議し、消費税改正法とともに、「子ども・子育て新システム」関連法や年金機能強化法、被用者年金一元化法等の関連法案が国会に提出できた。消費税に関連する社会保障改革については今後も対応すべき課題があり、これについては「検討課題に対する法案提出後の対応の方向性」としてまとめ、3月30日に閣議決定し、その工程表に添って今後すすめていくこととしている。高齢者医療制度の見直しや介護保険法、医療法等についてはまだ法案提出には至っておらず、今後対応をすすめていく事項である。これらとともに「総合合算制度」の実現についてもすすめていく必要があり、本審議会を中心に審議をすすめていただきたい。なお、これらの動きについては国民の理解を得ながらすすめることが大前提であり、毎週、各地での対話集会等を行っているところである。審議会の皆様には社会保障と税の一体改革がすすむよう一層のご協力をお願いしたい。」とのあいさつがありました。

議事概要(作成:事務局)については、以下のとおりです。

○「社会保障・税一体改革大綱」についての説明の後、検討課題に対する法案提出後の対応の方向性について香取政策統括官より説明が行われた。

## 〔説明概要Ⅰ〕

- ・所得の少ない家計ほど食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税率も高くなるという、消費税の所得に対する逆進性をふまえる必要がある。
- ・総合合算制度や給付付き税額控除等の再配分に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼働・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討をすすめる。
- ・消費税収分の使途について、消費税法において、全額社会保障経費に充てることを明確にしたうえで、会計上も毎年度の予算、決算において明確となるよう検討を行う。
- ・総合合算制度は、「低所得者に過重な負担をかけない」観点から、制度単位でなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定するものであり、岡田副総理のもと、副大臣・政務官レベルの検討チームを中心に審議を行っていく。4月中に中間報告をする予定としている。

## 〔質疑応答〕

[質問①]総合合算制度の審議のすすめ方と課題について(駒村康平委員／慶応義塾大学教授)

[回答(香取政策統括官)]

応益・応能負担等の違いを含む現行個別制度との調整をどう図っていくか、ならびに社会保障・税番号制度とどうつないでいくかが課題。特に番号制度は2015年導入であり、検討期間が短い。まずは全体の入口整理から行いたい。

[質問②]逆進性への対応について番号制度導入に依存する対応策であるように見える。そういうものが、負担という点での緊急性に耐えうるのか。基本食材等については非課税とするといったような対策はないのか。(白波瀬佐和子委員／東京大学大学院教授)

[回答(香取政策統括官)]

社会保障よりは税の側の議論であり、答える立場にないが、税調の結論として複数税率という手法はとらないということであった。別のかたちの手当の方策として給付付き税額控除の導入や、法案審議入りまでに具体化の基本的考え方を示すとしている「簡素な給付措置」等によって当座の対策を図っていくこととなる。

#### [説明概要Ⅱ]

その後、社会保障改革の進捗状況として、平成24年通常国会に提出された法案の概要説明（「児童手当法」、「子ども・子育て新システム関連三法」）や、その他、国民健康保険法、国民年金法、障害者総合支援法等のほか、診療報酬・介護報酬改定、高齢者医療制度の見直し、介護保険法改正関連動向、難病対策の見直し等についてそれぞれ説明があった。また、マイナンバー法による「社会保障・税番号制度」の導入については、利用範囲を法で規定し、国・地方機関での社会保障分野の事務（行政機関等の法的手続き）等に限定する等の説明があり、平成27年1月以降、社会保障を含む可能な範囲でマイナンバー利用開始としているなか、児童福祉関係では、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金等の支給関係事務が例として挙げられている。

[意見]

○齋藤勝利氏(日本経済団体連合会副会長)

短時間労働者の介護保険適用や被用者年金の一元化問題等についてこれまで関係審議会等で十分な審議がなされていないままであり、丁寧に議論されたい。また、社会保障各制度の保険料水準の見直しについて、ここで示された数値より、協会けんぽで独自に試算した数値のほうが高くなっているという事実を認識いただきたい。

なお、当日の資料は下記のURLよりご参照いただけます。

## ◆平成 24 年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集◆

～募集期間は 6 月 20 日まで～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件もあとを絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況の中で、厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を平成 16 年度から実施しています。

平成 24 年度も、この取り組みの一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行っています。

### 【募集内容】

- (1) テーマ：上記の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関し、国民一人ひとりの意識啓発を図るのにふさわしい、簡潔で覚えやすい標語。
- (2) 応募資格：どなたでも応募できます。
- (3) 応募方法：電子メールか郵便はがきに作品（1つ）と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記あてにお申込みください。

○メールの場合：[hyougoboshu@city.sapporo.jp](mailto:hyougoboshu@city.sapporo.jp)

- ・メールの題名は「標語の応募」としてください。
- ・ファイルを添付する場合は、WORD、EXCEL、一太郎又はテキスト形式のいずれか

○郵送の場合：〒060-0007 北海道札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1-1

札幌市子ども未来局児童福祉総合センター 標語募集担当 宛

※メール・郵送以外の応募は受けられません。

なお、詳細は、下記のURLをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002abpp.html>